別表六(一)の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同第四号を同号とし、同第11号中「「試験研究費の額　(27)」」を「「試験研究費の額　(30)」」に、「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第151号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）」に改め、同号を同第七号とし、同第11号中「「当期税額基準額　(7)×$\frac{20又は30}{100}$　(8)　」」を「「当期税額基準額　(10)×$\frac{25又は30}{100}$　(11)　」」に、「「20又は」」を「「25又は」」に改め、同号を同第四号とし、同号の次に次の11号を加える。

5　「特別試験研究費に係る税額控除」、「前期繰越分」、「特別試験研究費の額の明細」及び「繰越税額控除の計算に関する明細」の各欄は、当該事業年度が平成27年４月１日前に開始した事業年度である場合にのみ記載すること。

6　「法人税額の特別控除額　(14)又は((14)＋(21)＋(26))　(27)」の欄は、平成27年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「又は((14)＋(21)＋(26))」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「(14)又は」を消すこと。

別表六(一)の記載要領第１号の次に次の11号を加える。

2　「控除対象試験研究費の額」の各欄は、平成27年４月１日前に開始した事業年度にあつては、記載を要しない。

3　「税額控除限度額　((1)又は(4))×(7))又は((1)又は(4))×(8))　(9)」の欄は、平成27年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「(1)又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(4)」を消すこと。